

徳島LEDアートフェスティバル2016公募作品制作費等補助金交付要綱

【 概 要 】

この補助金は、徳島LEDアートフェスティバル2016（以下「フェスティバル」という。）に、より質の高い公募作品（入賞作品）を出展していただくため、制作費等の全部又は一部に対し交付するものです。

1 補助対象事業

この補助金は、入賞者による入賞作品の制作、設置（展示を含む。）、維持管理、撤去等の事業が対象となります。

2 交付要件

補助金の交付は、入賞作品をフェスティバル期間中に展示することが前提となります。

3 上限額及び補助対象経費

- (1) **種別A**の入賞作品に係る補助事業における補助金の上限額
補助対象経費の総額又は150万円のいずれか低い方の額
- (2) **種別B**の入賞作品に係る補助事業における補助金の上限額
補助対象経費の総額又は5万円のいずれか低い方の額

※ 補助対象経費は、**別表**に掲げる経費です。

4 交付時期

補助金は、フェスティバル終了後に交付（完了払）します。

ただし、入賞者からの請求を受け、徳島LEDアートフェスティバル実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が適当と認めるときは、以下のとおり補助金を概算払により事前に交付することができます。

- (1) 補助事業の着手時以降
補助金交付決定額の5割までの額
- (2) 入賞作品の設置時以降
補助金交付決定額の4割までの額

5 補助金の交付の流れ

① 補助金交付申請手続【7月下旬頃】

入賞作品の決定後、所定の様式等により、補助金交付申請を行っていただきます。

※ 補助事業の実施中に補助対象経費が増大したとしても、最初に決定する補助金

額を増額することはありませんので、申請時には費用の見積りを十分に行ってください。

※ 補助金の交付対象となる経費は、補助金交付決定日以降に支出した経費となります。

② 補助金交付決定（補助金額の決定）・補助事業着手【7月下旬頃～】

申請後、審査を経て、入賞作品ごとに補助金額を決定します。

※ 補助事業の着手時以降に、補助金の概算払（補助金交付決定額の5割まで）を受けられます。

③ 入賞作品の制作・設置（展示・維持管理）・撤去等【～12月】

補助金交付決定を受け、補助事業を実施していただきます。

※ 補助事業の内容（スケジュール、作品の仕様等（収支予算を除く。))を変更する場合は、事前に申請し、委員長の承認を受けなければなりません。

※ 収支予算のうち、補助対象経費の総額が減った場合は、速やかに委員長に届け出なければなりません。（必要に応じて、補助金交付決定額を減額することがあります。）

※ 入賞作品の設置時以降に、補助金の概算払（補助金交付決定額の4割まで（上記②と合わせて補助金交付決定額の9割まで））を受けられます。

④ 補助事業の実績報告【補助事業終了後】

補助事業終了（入賞作品の撤去、補助対象経費の支払等）後、所定の様式等により、実績報告を行っていただきます。

※ 実績報告には、補助対象経費に係る領収書の写し等を添付していただきます。

⑤ 補助金額の確定【補助事業終了後】

実績報告後、審査を経て、補助金額を確定します。

※ 実績報告において補助対象外経費が含まれている場合等は、補助金額が当初の決定額よりも低くなる場合があります。（概算払により、補助金確定額よりも多く交付しているときは、速やかにその超えた金額を返還していただきます。）

⑥ 補助金交付請求手続【補助事業終了後】

所定の請求書により、確定を受けた補助金の交付請求を行っていただきます。

※ 補助金の概算払を受けている場合は、残りの補助金について請求していただくこととなります。

6 その他

(1) 補助金の交付決定を受けた入賞者は、委員長が補助事業の実施、効果測定、評価等に関し、報告を求め、調査を行い、又は指示するときは、これに応じなければなりません。

(2) 補助金の交付決定を受けた入賞者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。

① 補助事業の内容に変更があったとき。

② 補助金を他の用途に使用したとき。

- ③ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ④ 不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ⑤ 補助事業の完了の見込みがなくなったとき。
- ⑥ 補助事業の成果がこの要綱の目的に相当しないとき。
- ⑦ その他、要綱の定め違反したとき。

※ 委員長から、交付した補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、入賞者はこれに応じなければなりません。

- (3) 補助金の交付決定を受けた入賞者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。
- (4) 補助金の交付手続等に関する書類（申請書等）は、入賞者にのみ公表（提供）します。
- (5) その他、この補助金に関する詳細は、徳島LEDアートフェスティバル2016公募作品制作費等補助金交付要綱及び徳島LEDアートフェスティバル作品公募要綱を参照してください。

別表（補助対象経費）

経費区分	内 容
材料費	作品を構成する資機材・部材（ワークショップにおいて参加者に配布する材料、パフォーマンスにおいて出演者が着用する衣装等を含む。）の購入費
印刷製本費	補助事業に必要な印刷費・製本費
外注費	補助事業に必要な業務で、専門的知識・技能・経験等を要さず、入賞者の指示した単一の業務を発注するための経費
委託料	補助事業に必要な業務で、専門的知識・技能・経験等を要する業務、複数の作業を統合的に行うことが合理的な業務、システム開発業務等、入賞者で実施することが困難な業務について、当該業務を遂行する能力を有する者に支払う委託料
無体財産購入費	補助事業に必要な意匠権、商標権等の無体財産の購入費 ※ 補助事業以外の支出と明確に区分できるものに限る。
専門家等謝金	補助事業に必要な専門家のアドバイスや、パフォーマンス出演者などに支払う謝金
通信運搬費	補助事業に必要な郵便代、送料、振込手数料等 ※ 補助事業以外の支出と明確に区分できるものに限る。
借料・使用料	補助事業のために賃借する作業場（徳島市内に限る。）、機器、機材等の賃借料及び使用料（不動産賃貸借契約の締結に伴う敷金・保証金を除く。） ※ 補助事業以外の支出と明確に区分でき、原則として社会通念上適当と認められる賃借料等であるものに限る。
回線使用料	補助事業に必要な電話、FAX等の回線使用料 ※ 補助事業以外の支出と明確に区分できるものに限る。
プロバイダ契約料・使用料	補助事業に必要なインターネット接続業者（プロバイダ）との契約及び接続サービスに要する契約料・使用料 ※ 補助事業以外の支出と明確に区分できるものに限る。

雑役務費	補助事業に必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代 ※ 補助事業以外の支出と明確に区分でき、合理的な積算に基づくものに限る。
消耗品費	補助事業に必要な消耗品の購入費 ※ 補助事業以外の支出と明確に区分できるものに限る。
交通費	入賞者（入賞者が依頼、委託又は雇用する者を含む。以下滞在費において同じ。）が補助事業のために旅行した場合の公共交通機関の運賃、レンタカーのレンタル料金等 ※ 補助事業以外の支出と明確に区分でき、社会通念上適当と認められる経路、料金等であるものに限る。
滞在費	入賞者が補助事業のために旅行した場合の宿泊費 ※ 補助事業以外の支出と明確に区分でき、原則として社会通念上適当と認められる室料であるものに限る。
展示場所整備費	作品の演出等のために作品展示場所の原状を変更する場合の工事費、機材・装飾等レンタル費等（原状回復費用を含む。）
設置費	作品の設置に必要な工事費（設置作業に伴い利用する有料駐車場使用料を含む。）
撤去費	作品の撤去（展示場所の原状回復作業を含む。）に必要な工事費（撤去作業に伴い利用する有料駐車場使用料を含む。）及び産業廃棄物処理費
保険料	展示期間中における作品の盗難、損壊、作品に起因して生じた事故等に備えるために加入する保険の保険料
その他経費	補助事業を実施するために委員長が特に必要と認める経費
備考 補助対象経費とならない経費は、この表に定めのない経費のほか、次の各号に定めるものとする。 (1) 消費税 (2) 補助金交付決定の日前に支出した経費 (3) 補助事業実施期間経過後に支出した経費 (4) この要綱の目的に照らし、委員長が補助対象経費とならないと認める経費 ※ 飲食費、補助事業終了後も使用可能である備品等の購入費 など	

（問合せ先）

徳島 LED アートフェスティバル 2016 実行委員会事務局

〒770-8571 徳島県徳島市幸町 2 丁目 5 番地（徳島市経済部経済政策課内）

電子メールアドレス： keizai_seisaku@city.tokushima.lg.jp

電話番号： 088-621-5225 / FAX 番号： 088-621-5196